

1 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した構造物工（橋梁上部）（以下「構造物工（橋梁上部）（ICT）」という。）に適用する。

2 適用工種

鋼橋上部

コンクリート橋上部

3 3次元設計データの作成費用

3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事および設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用・外注経費等の費用

構造物工（橋梁上部）（ICT）における出来形管理は、管理断面および変化点の計測による出来形管理を想定しているため、標記経費は計上しない。